第三条第四項中「規定により算定した率」の下に「と同一の率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、「〇・九九二七九一三を乗じて得た率」を「一・〇〇六二七二」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、人口を補正した後の数値に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

第三条第五項中「〇・一五六五」を「〇・一九五五」に、「〇・九九三九六七一」を「一・〇〇七一四八六」に改め、同条第六項中「地方交付税法第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」、「附則第十九条の十四第九項及び」及び「同法同条同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同条第七項を次のように改める。

7　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律第二条第一項の市町村の合併（以下「適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一条第一項第二号イからホまでに掲げる数値、平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号並びに第一条第一項第二号ロからホまでに掲げる数値、平成二十一年四月二日から平成二十二年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一条第一項第二号ハからホまでに掲げる数値、平成二十年四月二日から平成二十一年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一条第一項第二号ニ及びホに掲げる数値、平成十九年四月二日から平成二十年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一条第一項第二号ホに掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

一　平成二十三年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第七十一号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十三年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十三年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　平成二十二年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百十四号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十二年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を平成二十二年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十二年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　平成二十一年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第七十七号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十一年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を平成二十一年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十一年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

四　平成二十年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第七十八号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を平成二十年普通交付税省令附則第十九条の十四第八項の規定により読み替えられた平成二十年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

五　平成十九年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第八十九号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成十九年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を平成十九年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第三条第八項中「一兆四千二百六十六億円」を「一兆八千八百三十二億円」に改める。

第五条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

**別表第一**

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

| 補正指数区分 | 率 | 等 |
|---|---|---|
| 補正指数が0.30未満のもの | A | B |
| 同上0.30以上0.40未満のもの | 0.920 | 0.299 |
| 同上0.40以上0.50未満のもの | 1.840 | 0.023 |
| 同上0.50以上0.60未満のもの | 2.760 | −0.345 |
| 同上0.60以上0.70未満のもの | 3.680 | −0.805 |
| 同上0.70以上0.80未満のもの | 5.290 | −1.771 |
| 同上0.80以上のもの | 7.130 | −3.059 |
| | 10.350 | −5.635 |

**別表第二**

市町村の補正指数に係る率等（第1条関係）

| 補正指数区分 | 率 | 等 |
|---|---|---|
| 補正指数が0.10未満のもの | A | B |
| 同上0.10以上0.20未満のもの | 0.475 | 0.152(0.570) |
| 同上0.20以上0.30未満のもの | 0.665 | 0.133(0.551) |
| 同上0.30以上0.40未満のもの | 0.950 | 0.076(0.494) |
| 同上0.40以上0.50未満のもの | 1.330(1.520) | −0.038(0.323) |
| 同上0.50以上0.60未満のもの | 1.900(2.280) | −0.266(0.019) |
| 同上0.60以上0.70未満のもの | 2.660(3.420) | −0.646(−0.551) |
| 同上0.70以上0.80未満のもの | 4.180(4.750) | −1.558(−1.349) |
| 同上0.80以上0.90未満のもの | 5.700(6.650) | −2.622(−2.679) |
| 同上0.90以上1.00未満のもの | 6.460(9.500) | −3.230(−4.959) |
| 同上1.00以上のもの | 7.220(13.300) | −3.914(−8.379) |
| 指定都市にあつては、括弧内の率等とする。 | 8.360(13.300) | −5.054(−8.379) |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　五四四円（本体　五二〇円）　（配送料別）